令和6年度

地域型保育事業

指導監査基準

神戸市こども家庭局幼保事業課

指導監査基準について

着	眼点	最低基準	(厚生労働省令)をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。
根拠	且法令等	着眼点ごと	とに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。
指導題	監査基準	着眼点ごと	とに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。
区	分		 適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、 おり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。
Į(C】 星	正の報告を 要する事項 重要事項)	 ・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障(おそれ)が著しい事項。 ・改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書(是正報告書)の報告を求めます。
(E		善の報告を 要する事項	・最低基準等関係法令・通達等に抵触しているが、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障(おそれ)がある事項。・周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書(改善報告書)の報告を求めます。
[/		旨導・助言 する事項	・不備等の程度は文書での報告を求めるほどではないが、改善が望まれるため、文書で指導・助言を行う事項。 (状況・内容により、実地において口頭で指導・助言を行う場合があります。) ※施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導・助言するもので、報告書の提出は求めませんが、 次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります(「助言」を除く)。

^{*} 不備・不適合な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1~2区分より軽易な事項として 取り扱う場合があります。

省略表記	省略表記 正式名称		公布年月日等	改正		
●各施設最低基準等						
家庭的保育事業等設備運営基準 条例	神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例	神戸市条例第20号	平成26年10月1日	平成28年9月30日		
家庭的保育事業等設備運営基準	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	厚生労働省令第61号	平成26年4月30日	令和6年3月13日		
特定教育·保育施設等運営基準 条例	神戸市特定教育・保育施設及び神戸市特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	神戸市条例第21号	平成26年10月1日			
特定教育・保育施設等運営基準	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	内閣府令第39号	平成26年4月30日	令和5年12月26日		
児童設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生省令第63号	昭和23年12月29日	令和6年3月13日		
●関係法令						
社会福祉法	社会福祉法	法律第45号	昭和26年3月29日	令和4年6月22日		
児童福祉法	児童福祉法	法律第164号	昭和22年12月12日	令和5年6月16日		
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律	法律第82号	平成12年5月24日	令和4年12月16日		
子育て支援法	子ども・子育て支援法	法律第65号	平成24年8月22日	令和5年6月16日		
学校保健安全法	学校保健安全法	法律第56号	昭和33年4月10日	平成27年6月24日		
学校保健安全法施行規則	学校保健安全法施行規則	文部省令第18号	昭和33年6月13日	令和5年4月28日		
労基法	労働基準法	法律第49号	昭和22年4月7日	令和4年6月17日		
労基法施行規則	労働基準法施行規則	厚生省令第23号	昭和22年8月30日	令和5年12月27日		
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則	労働省令第32号	昭和47年9月30日	令和5年12月27日		
水道法	水道法	法律第177号	昭和32年6月15日	令和5年5月26日		
健康増進法	健康増進法	法律第103号	平成14年8月2日	令和4年6月22日		
健康増進法施行規則	健康増進法施行規則	厚労省令第86号	平成15年4月30日	令和4年3月30日		
食育基本法	食育基本法	法律第63号	平成17年6月17日	平成27年9月11日		
食品衛生法	食品衛生法	法律第233号	昭和22年12月24日	令和5年6月14日		
●最低基準等関係通知	●最低基準等関係通知					
児福行政指導監査実施通知	児童福祉行政指導監査の実施について	児発第471号	平成12年4月25日	令和5年3月31日		
特定教育·保育施設等指導監査 通知	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について	こ成保61 5文科初第2124号	平成27年12月7日	令和6年2月19日		
家庭的保育事業等認可通知	家庭的保育事業等の認可等について	雇児発1212第6号	平成26年12月12日			

省略表記	正式名称		公布年月日等	改正
家庭的保育事業等認可要綱	神戸市家庭的保育事業等認可要綱	神戸市こども家庭局	平成27年4月1日	令和3年4月1日
家庭的保育事業等基準通知	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて	雇児発0905第2号	平成26年9月5日	令和2年7月1日
職員配置特例実施通知	「幼保連携型認定こども園、保育所等における職員配置に係る特例」の実施について	神戸市こども家庭局	平成28年9月27日	令和3年10月20日
保育所保育指針	保育所保育指針	厚生労働省告示第117号	平成29年3月31日	
保育指針適用の留意事項通知	保育所保育指針の適用に際しての留意事項について	子保発第0330第2号	平成30年3月30日	
特定教育·保育施設等事故報告 等通知	特定教育・保育施設等における事故の報告等について	こ成安第2号 4教参学第21号	令和5年4月1日	
事故防止及び事故発生時の対応 のためのガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	府子本第192号 27文科初第1789号 雇児保発0331第3号	平成28年3月31日	
園児見落とし等発生防止の徹底 通知	組の徹底について	厚生労働省子ども家庭局総 務課少子化総合対策室	令和4年4月11日	
園児見落とし等発生防止の徹底・ 事案発生時報告	園児の見落とし等の発生防止に向けた取り組みの徹底及び事案発生時の報告	神戸市こども家庭局 神こ子事第139号	令和4年4月20日	
園児見落とし等発生防止の徹底・ 事案発生時報告	事故の報告について(再周知)	事務連絡	令和6年1月4日	
園外活動時の留意事項	保育所等における園外活動時の留意事項について	厚労省子ども家庭局保育課	令和元年6月21日	
非常災害時の体制整備等強化・ 徹底通知	児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の 強化・徹底について	雇児総発0909第2号	平成28年9月9日	
防犯に係る安全確保通知	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号	平成28年9月15日	
個人情報適正管理通知	個人情報の適正な管理の徹底について	神戸市こども家庭局 神こ子事第944号	平成28年10月14日	
苦情解決指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指 針について	障第452号 社援第1352号 老発第514号 児発第575号	平成12年6月7日	平成29年3月7日
保育所感染症ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)	こども家庭庁	平成30年3月	令和5年10月10日
感染症予防対策マニュアル	神戸市教育・保育施設等における感染症予防対策マニュアル	神戸市こども家庭局	平成29年6月	
保育所アレルギー対応ガイドライ ン	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について	雇児保発第0317第1号	平成23年3月17日	平成31年4月
アレルギー対応の手引き	神戸市教育・保育施設等におけるアレルギー対応の手引き	神戸市こども家庭局	平成28年3月	令和2年2月

省略表記 正式名称			公布年月日等	改正
睡眠時安全対策の手引き	睡眠時の安全対策の手引き	神戸市こども家庭局 子育て支援部 事務連絡	平成26年2月5日	
調乳等安全対策通知	調乳等で熱湯を扱う際の安全対策の徹底について	神戸市こども家庭局 神こ子事第136号	平成27年5月27日	
プール活動等事故防止通知	保育所等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止の徹底について	子少発0427第1号	平成30年4月27日	
プール活動等記録作成等通知	プール活動・水遊びを行う場合の事故の防止および記録の作成について	神戸市こども家庭局 神こ子事第337号	平成28年6月15日	
公定価格留意事項	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意 事項について	5文科初第2588号	令和5年5月19日	令和6年3月29日
処遇改善等加算通知	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について	こ成保39 5文科初第591号	令和5年6月7日	
労働時間適正把握措置ガイドライン	労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	基発第339号	平成13年4月6日	平成29年1月20日
業務管理体制の整備について	特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備について	内閣府子ども・子育て本部 参事官(子ども・子育て支援 担当)	平成27年8月10日	
特定教育.•保育施設等適正会計 通知	適正な業務執行の徹底について	神こ子事第1142号	令和5年1月17日	
保育所食育取組推進通知	保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組 の推進について	雇児保発第0329001号	平成16年3月29日	
保育所調理業務委託通知	保育所における調理業務の委託について	児発第86号	平成10年2月18日	
児福施設食事提供通知	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	雇児発0331第1号 障発0331第16号	平成27年3月31日	令和2年3月31日
児福施設食事計画通知	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	雇児保発第0331第1号	平成27年3月31日	令和2年3月31日
第4次食育計画通知(保育所)	第4次食育推進基本計画に基づく保育所における食育の推進について	子保発0401第2号	令和3年4月1日	
保育所食事提供ガイドライン	「保育所における食事の提供ガイドライン」について	雇児保発第0330第1号	平成24年3月30日	
社福施設衛生管理通知	社会福祉施設における衛生管理について	社援施第65号	平成9年3月31日	
社福施設保存食の保存期間等通 知	社会福祉施設における保存食の保存期間等について	社援施第117号	平成8年7月25日	
児福施設等衛生管理及び食中毒 発生予防通知	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防につ いて	児企第16号	平成9年6月30日	
児福施設等衛生管理通知	児童福祉施設等における衛生管理等について	雇児発第0120001号 障発第0120005号	平成16年1月20日	

省略表記	正式名称		公布年月日等	改正
中小規模児福衛生管理通知	中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について	子総発0831第1号 子保発0831第1号 子家発0831第1号 子子発0831第2号 子母発0831第2号 障障発0831第1号	令和4年8月31日	
社福施設等食品の安全確保通知	社会福祉施設等における食品の安全確保等について	雇児総発第0307001号 社援基発第0307001号 障企発第0307001号 老計発第0307001号	平成20年3月7日	
食品衛生法等集団給食取扱通知	食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱い について	薬生食監発0805第3号	令和2年8月5日	
社福施設等レジオネラ対策徹底通 知(子ども)	社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について (別添・レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針)	厚労省事務連絡	平成30年8月6日	
社福施設飲用井戸·受水槽衛生 確保通知	社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について	社援施第116号	平成8年7月18日	
神戸市受水槽管理指導要綱	神戸市受水槽水道衛生管理指導要綱	市長決定	平成11年4月1日	令和6年4月1日
大量調理マニュアル	大規模食中毒対策等について(別添・大量調理施設衛生管理マニュアル)	衛食第85号	平成9年3月24日	平成29年6月16日
プール衛生基準通知	遊泳用プールの衛生基準について	健発第0528003号	平成19年5月28日	
社福施設等地震防災応急計画作 成通知	社会福祉施設等における地震防災応急計画の作成について	社施第5号	昭和55年1月16日	
神戸市地域防災計画共通編	神戸市地域防災計画 共通編	神戸市防災会議・神戸市	令和6年3月	

次 目 共通事項編 (2)調乳等安全対策 (8)利用者に関する市への通知 1 一般原則等 7 • • 15 (1)適切な環境の確保 (3)プール活動・水遊びを行う場合の事故防止・・・ 15 会計 (2)乳幼児の人権に対する十分な配慮 • • • 1 (4)安全計画 (1)会計の区分 ••• 15 (3)差別の禁止 (5)自動車を運行する場合の所在の確認・・・・ (2)会計経理 • • 15 (6)生活環境等の確保 (4)運営の内容の説明 • • • 1 (3)適正な会計処理 • • 15 (5)電磁的方法による重要事項説明 事故防止対策 • • • 1 (4)地域型保育給付費・補助金等の請求に係る適合状況 ••• 16 11 (1)日常的な事故予防対策 (6)保育内容等の状況の自己評価 (5)現況報告書 • • • 2 ••• 16 (7)保育内容等の状況の外部評価 ... 2 (2)事故の防止 16 特定子ども・子育て支援施設運営基準の遵守 2 連携施設 (3)事故発生時の対応 (1)子ども・子育て支援の提供の記録・・・・16 運営 (1)保育内容の支援 ... 2 (2)利用料及び特定費用の額の受領・・・16 (2)代替保育の提供 12 (1)保育時間 ... 2 9 (3)電磁的方法による特定費用の額の受領に係る同意 ••• 16 3 非常災害対策 (2)休日·休園 (4)領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付 ••• 16 (3)上乗せ徴収 (1)非常災害に対する備え ... 2 (5)施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則 (2)訓練の実施 (4)実費徴収 (6)秘密保持等 • • • 3 10 4 職員の要件 (5)領収証の交付 (7)電磁的方法による秘密保持等に係る同意 ••• 17 10 (1)勤務体制の確保 ... 3 (6)徴収に係る同意 10 (8)記録の整備 --- 17 (2)提供する職員 ... 3 (7)電磁的方法による徴収に係る同意 ••• 10 17 業務管理体制の整備 (8)利用者負担金 (3)研修の機会の確保 ... 3 ... 10 (1)業務管理体制の整備 ••• 18 5 健康診断の実施 児童処遇の充実 18 職員の処遇 13 (1)保育の原理 (1)嘱託医の配置 ... 10 (1)就業規則の整備及び届出 • • • 4 ••• 18 (2)乳幼児の健康診断の実施 (2)全体的な計画 ••• 11 (2)給与 ••• 19 (3)職員の健康診断の実施 (3) 指導計画 (3)労使協定 • • 4 ••• 11 ••• 19 (4)職員の人事管理 6 内部の規程、備える帳簿 (4)保育内容の状況 ••• 11 • • 19 (1)運営規程 (5)児童の発育及び発達の状態の把握 (5)職員の定数化に向けた取り組み • • • 5 ••• 12 ••• 19 (2)帳簿・記録の整備 (6)健康状態の把握等 19 食事提供•衛生管理 ... 5 ••• 12 (3)掲示 (7)疾病異常等への対応 (1)調理室 ... 5 ... 13 ... 20 (8)虐待の早期発見等の対応 (2)食事提供の特例(搬入の場合) 7 秘密保持等 ••• 13 ... 20 (1)職員の秘密の保持のための措置 • • • 5 (9)虐待等の禁止 ••• 13 (3)調理業務の委託 ... 20 (10)人権の擁護・虐待の防止 (4)食事の中止 (2)個人情報提供の際の同意 ... 5 • • 14 ... 20 (3)個人情報の適正な管理 (11)懲戒に係る権限の濫用 (5) 食事の基準と栄養評価 • • • 21 • • • 5 (4)電磁的方法による個人情報提供の際の同意 ••• 5 (12)特定教育・保育施設との連携 (6)献立・調理内容 • • • 21 8 苦情への対応 入園時・入園後の手続き等 (7)給与栄養量 ... 21 (1)苦情解決規程の整備 14 (1)応諾義務 (8)食事提供の状況 ... 6 • • 14 ... 21

• • 14

••• 14

• • 14

• • 14

••• 15

••• 15

(9)食育

(11)衛生管理

(10)非常時の食事対応

(12)食材料の購入と帳票の管理

... 22

• • • 22

... 22

• • • 24

(2)利用調整への協力

(4)受給資格等の確認

(5)支給認定申請の援助

... 6

... 6

· · · 7

(3)教育・保育提供困難時の対応

(6)支給認定の変更の申請の援助

(7)地域型給付等の額の通知

(2)利用者への周知

(1)運営委員会の設置・運営

(1)児童の安全の確保

(3)苦情への対応

10 児童の安全確保対策

9 運営委員会

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
1 一般原則等				
(1) 適切な環境の確 保	特定地域型保育事業所は、良質かつ適切な内容及び水準の特定地 域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長 するために適切な環境が等しく確保されることを目指している か。	特定教育・保育施設等運営基準第3条第1項	全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指していないので、改めること。	А
(2) 乳幼児の人権に	□ 児童の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、児童・保護者	子育て支援法第45条第6項 家庭的保育事業等設備運営基準第5条第1項	入所児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の 人格を尊重して、運営されていないので是正するこ と。	С
対する十分な配慮	保育指針第1章 児童・保護者の意向、希望等を尊重するために不十分な点があるので、改善すること。 特定地域型保育事業所においては、支給認定子どもの国籍、信 家庭的保育事業等設備運営基準第11条 特定教育・保育施設等運営基準第24条 るか否かによって、差別的取扱いをしていないか。 家庭的保育事業等設備運営基準第24条 家庭的保育事業等設備運営基準第24条	児童・保護者の意向、希望等を尊重するための配慮 に不十分な点があるので、改善すること。	В	
(3) 差別の禁止	□ 条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担す		子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かによって、差別的取扱いが行われているので、是正すること。	С
	□ 児童の支援等について、児童の保護者等及び地域社会や関係機関 □ に運営の内容が公開され、また連携が図られているか。		地域社会との交流及び連携が不十分であり、児童の 保護者及び地域社会に対し、事業の運営の内容を適 切に説明していないので改めること。	В
(4) 運営の内容の説	特定地域型保育事業所は、当該特定地域型保育について広告をす 口 る場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなって いないか。	特定教育・保育施設等運営基準第28条第2項	広告が虚偽のもの又は誇大なものとなっているの で、改めること。	А
明	あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体 制、利用者負担、連携施設の概要その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	特定教育・保育施設等運営基準第38条第1項	利用契約時に重要事項を記載した文書を利用申込者 に交付し(電磁的方法による提供の場合を含む)、 説明して同意を得ていないので、是正すること。	С
			利用契約を締結していない、または、契約の内容に 不備があるので、改善すること。	С
(5) 電磁的方法によ る重要事項説明	特定地域型保育事業所は、電磁的方法により、重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。ア 電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するものイファイルへの記録の方式	特定教育・保育施設等運営基準第62条第2 項、第4項	電磁的方法により、重要事項を提供するときは、文 書又は電磁的方法による承諾を得ていないので、改 善すること。	В
(6) 保育内容等の状	保育実践を振り返り、自己評価することで、改善に努めなければ □ ならない。	家庭的保育事業等設備運営基準第5条第3項 特定教育・保育施設等運営基準第45条第1項	自己評価を行っていないので、改善すること。	В
況の自己評価	また、その自己評価の結果を公表するよう努めること。	保育指針第1章3	保育の課題解決や目標の達成について、保護者、地域に公表するよう努めること。	А

	項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
	7)保育内容等の状 2の外部評価	□ 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、 □ 常にその改善に努めているか。		定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果について、保護者、地域に公表するよう努めること。	А
2	連携施設				
(-)保育内容の支援	口 定期的に当該児童の年齢等に応じた集団保育を体験させている か。その記録を保管しているか。	第1号	当該児童の年齢等に応じた集団保育を体験させていないので、改善すること。	В
		乳幼児の保育に関する相談・指導等の支援(最低半年に1回程度 □ の訪問又は巡回)を行っているか。 その記録を保管しているか。	第1号	相談・指導等の支援が行われていない、または、記録が残されていないので改善すること。	В
(2	?)代替保育の提供	保育士が急病等により保育体制の確保ができない場合は、代替保口 育により保育体制の確保をしているか。 その記録を保管しているか。		緊急時の応援保育体制が確保できていない、また は、記録が残されていないので改善すること。	В
3	非常災害対策				
)非常災害に対す 備え	児童の心身の特性、周辺地域の環境等を踏まえ、火災、水害・土砂災害、地震等に対処する非常災害対策計画が策定されているか。また、非常災害対策計画に次の項目が含まれているか。 ①事業所の立地条件 ②災害に関する情報の入手方法 ③災害時の連絡先及び通信手段の確認 ④避難を開始する時期、判断基準 ⑤避難場所 ⑥避難経路 ⑦避難方法 ⑧災害時の人員体制、指揮系統 ⑨関係機関との連携体制	家庭的保育事業等設備運営基準第7条 児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(1)-	災害時に必要な具体的な非常災害対策計画、避難、 連携体制等の対策を講じること。	В

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
	児童の安全管理に関して、職員の役割を明確にし万一の場合の避 □ 難場所、保護者、関係機関等への連絡方法を職員に周知している か。 市、警察署、保健所等関係機関、近隣の保育所や幼稚園、学校、 □ 民生・児童委員、地域団体と連絡を取り、連携して情報を共有で きる体制になっているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第7条 児福行政指導監査実施通知「別紙1」 -2	災害時に必要な具体的な非常災害対策計画、避難、 連携体制等の対策を講じること。	В
(1) 非常災害に対する備え	□ 消火用具が設置されているか。		消火用具がない又は消火用具の機能失効が見られる ので是正すること。	С
	□ 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。		消火用具の設置場所等につき、周知されていないので周知すること。	В
	非常時に対する避難設備(階段、避難器具)が整備され、点検さ口れているか。廊下・階段・避難口等に避難の支障になる物件が放置等されていないか。		廊下・階段・避難口等に避難の支障になる物件が放置されているので、改善すること。	В
	□ 訓練計画、訓練実施記録を保管しているか。	 家庭的保育事業等設備運営基準第7条 児福行政指導監査実施通知「別紙1」 -2 (1)-年2-3	避難訓練・救出訓練及び消火訓練の記録簿を整備・ 保存すること。	В
(2) 訓練の実施	□ 避難訓練及び消火訓練を毎月行っているか。		避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること。	С
			水害・土砂災害を含む避難訓練を実施していないので実施すること。	В
	□ 避難訓練及び消火訓練を実施した時は、反省点、次回訓練の改善 点等をまとめ全職員に周知しているか。		避難訓練及び消火訓練を実施した時は、反省点、改善点等をまとめ全職員に周知すること。	А
4 職員の要件				
(1) 勤務体制の確保	特定地域型保育事業所は、支給認定子どもに対し、適切な特定地 □ 域型保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定め ているか。	特定教育・保育施設等運営基準第47条第1項	適切な特定地域型保育を提供することができる職員 の勤務体制が定められていないので、是正すること。	С
(2) 提供する職員	特定地域型保育事業所は支給認定子どもに対する特定地域型保育 口の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定地域型保育 事業所の職員によって特定地域型保育を提供しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第47条第2項	特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼす業務を、 特定地域型保育事業所の職員以外の者が行っている ため、是正すること。	С
(3) 研修の機会の確	□ 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第47条第3項 保育所保育指針第5章	公定価格には、代替要員等にかかる経費が含まれていることを踏まえ、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。	В
保	- MANAGEMENT OF WINDS		職員への研修が計画的に実施されていないので、改善すること。	В

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
5 健康診断の実施	他 ————————————————————————————————————			
(1) 嘱託医の配置	□ 嘱託医が配置(委嘱)されているか。		嘱託医が置かれておらず、必要な医学的管理が行われていないので、是正すること。	С
	□ 乳幼児に対し、年2回の定期健康診断を行っているか。		年2回の定期健康診断が実施されていないので、是 正すること。	С
(2) 乳幼児の健康診 断の実施	□ 乳幼児に対し、年1回の定期歯科健康診断を行っているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第17条第 1 項、第 2 項 児福行政指導監査通知「別紙 1 」 - 2 (2) -第 2 - 〔共通事項〕(1)	年1回の定期歯科健康診断が実施されていないので、改善すること。	В
断の実施	□ 健康診断記録が適切に保管されているか。	学校保健安全法第11、13条	健康診断記録の整理・保管に不十分な点があるので、改善すること。	В
	□ 保護者と密接な連絡を取っているか。		健診結果の保護者への報告がなされていないので、 改めること。	А
(3) 職員の健康診断 の実施	□ 職員の定期健康診断を、法人採用時及び1年に1回以上実施しているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第17条第4項 児福行政指導監査通知「別紙1」-2(1)-第2 -2(1)イ 労働安全衛生規則第43、第44条	年1回の定期健康診断を行っていないので、是正すること。	С
			職員健康診断の受診漏れの者がいるので、改善すること。	В
			職員健康診断の必要な検査項目に漏れがあるので、 改めること。	А
(3) 職員の健康診断	非常勤職員、パート職員等についても、適正に健康診断を実施しているか。	パートタイム労働指針 第3-1(9)	常勤職員と同様の健康診断が実施されていないので 改善すること。	В
の実施	□ ※所定時間がその事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であること(4分の3未満でも概ね2分の1以上であれば、健康診断を受けることが望ましい)	短時間労働者雇用改善法施行通知8(2)二(リ)	受診漏れの者がいるので、改めること。	А
6 内部の規程、値	構える帳簿			
(1) 運営規程	□ 運営規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運営がなされているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第18条 児福行政指導監査実施通知「別紙1」- 2(1) 第2-1(2) 特定教育・保育施設等運営基準第46条	運営規程が整備されていない、または、規程内容と 現状に齟齬があるので、改善すること。	В
(2) 帳簿・記録の整 備	□ 運営に必要な帳簿は整備されているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第19条 児福行政指導監査実施通知「別紙1」 -2(1) 第2-1(3) 特定教育・保育施設等運営基準第49条	運営に必要な帳簿が整備されていない、または、帳 簿の内容に不備があるので、改善すること。	В

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
(3) 掲示	特定地域型保育事業所は、当該特定地域型保育事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設等の選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第23条	運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その 他重要事項について、施設内に掲示されていないの で、改善すること。	В
7 秘密保持等				
(1) 職員の秘密の保持のための措置	□ 職員が在職中のみならず、退職後も業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか。		職員が業務上知り得た秘密について、在職中はもとより、退職後においても他に漏らすことのないよう、秘密の保持に関する誓約書の徴収等必要な措置 を講じること。	В
(2) 個人情報の適正 な管理	児童の個人情報の持ち出しがないか等適切に管理しているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第20条 特定教育·保育施設等運営基準第27条	児童の個人情報を適切に管理すること。	В
(3) 個人情報提供の 際の同意	特定地域型保育事業所は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ているか。		関係機関に対し、情報を提供する際に、文書(電磁的方法による場合を含む)により保護者の同意を得ていないので改善すること。	В
(4) 電磁的方法によ る個人情報提供の際 の同意	特定地域型保育事業所は、電磁的方法により、支給認定子どもの保護者に対して、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関への支給認定子どもに関する情報提供に係る同意を得ようとするときは、あらかじめ、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。ア電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するものイファイルへの記録の方式	特定教育・保育施設等運営基準第62条第2 項、第4項	電磁的方法により、支給認定子どもの保護者に対して、関係機関への情報提供に係る同意を得るときは、、文書又は電磁的方法による承諾を得ていないので、改善すること。	В
8 苦情への対応	<u>※は、利用定員10人以上の小規模保育事業のみ適用</u>			
	□ 苦情解決規程を整備して、苦情解決の手続きを明確にしている か。※		苦情解決の仕組みを整備すること。	В
(1) 苦情解決規程の 整備	□ 苦情解決責任者、苦情受付担当者を任命しているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第21条 社福法第82条	苦情解決責任者・苦情受付担当者を任命すること。	В
	□ 第三者委員を任命しているか。※	苦情解決指針 児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(1) -第1-1(10)	第三者委員を任命すること。	В
(2) 利用者への周知	苦情解決制度の概要(苦情解決の仕組み、苦情解決責任者・苦情 □ 受付担当者の氏名、第三者委員の氏名・連絡先等)を利用者に周 知しているか。※	共 力火大	苦情解決制度の概要(苦情解決の仕組み、苦情解決 責任者・苦情受付担当者・第三者委員の氏名・連絡 先等を含む)を、わかりやすい場所へ掲示する等に より周知に努めること。	В

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
	利用者等から苦情を受け付けたときは、第三者委員への連絡の要 口 否、話し合いにおける第三者委員の立会いの要否を苦情申立者に 確認し記録に残しているか。※	家庭的保育事業等設備運営基準第21条 社福法第82条 苦情解決指針	利用者から苦情を受け付けたときは、第三者委員へ の連絡の要否、話し合いにおける第三者委員の立会 いの要否を苦情申立者に確認し記録に残すこと。	В
(3) 苦情への対応	□ 利用者等の理解の有無等について正確に記録し、解決に至るまで の過程を明らかにしているか。		利用者から苦情を受け付けたときは、苦情の内容、 施設の対応、苦情申立者の理解の有無等を正確に記 録し、解決に至るまでの過程を明らかにすること。	В
	口 苦情解決の取組みについて (苦情の内容等) 適宜理事会、第三者 委員へ報告しているか。※	特定教育・保育施設等運営基準第30条	苦情解決の取組みについて (苦情の内容等) 適宜理 事会、第三者委員へ報告すること。	В
	□ 利用者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果を定期的に 公表しているか。※		苦情内容やその解決結果について、事業報告書や広 報誌等で公表すること。	А
9 運営委員会	社会福祉法人または学校法人以外が設置する小規模保育事業	・事業所内保育事業のみ適用		
(1) 運営委員会の設	社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者含む)及び実務を担当する幹部職員を含む運口営委員会を設置し、適正に運営しているか(ただし、経営者に保育サービスの利用者(これに準ずる者含む)及び実務を担当する幹部職員を含む場合を除く)。	 家庭的保育事業等認可通知第1-3(3)ウ(イ) 	運営委員会を設置していないので、是正すること。	С
(1) 運営委員会の設 置・運営			運営委員会の運営が不適正であるので、改善すること。	В

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
10 児童の安全研	催保対策			
	□ 児童の安全を考えて、家具や物品を配置するなど、利用者の安全 対策に万全を期しているか。	第2−3(2) 保育指針第3章	安全対策が不十分なので是正すること。	С
	□ 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認し □ ているか。	防犯に係る安全確保通知 保育所等における園外活動時の留意事項につ リ いて	児童の安全管理が不十分なので是正すること。	С
(1) 児童の安全の確 保	□ 戸外活動においては、事前に危険な場所や設備を把握し、携帯電 話等による連絡体制を確保しているか。		児童の安全管理が不十分なので是正すること。	С
	□ 戸外活動の際、記録(散歩計画・散歩届・実施記録等)を作成しているか。	 児福行政指導監査実施通知「別紙1」- 2(2) 第2-3(2)	元重の女王自在が「フスのてた正すること。	С
	□ 外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図っているか。	保育指針第3章 防犯に係る安全確保通知 保育所等における園外活動時の留意事項につ いて	侵入防止措置や不審者対策訓練が不十分なので是正すること。	С
	市、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、 町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るととも 口に、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情 報共有できる体制となっているか。共有した関係先電話番号は見 やすい場所に掲示されているか。		不審者情報に係る地域や関係機関等との連携が図られていないので改善すること。	В
	□ 調乳室(スペース)と保育室は区画し、調乳室で熱湯を扱う際に は児童が入らないよう対策を講じているか。		児童が入らないよう対策が講じられていないので是 正すること。	С
(2) 調乳等安全対策	事故が起こった時に備え、緊急時の対応のマニュアルを作成する ひともに、地震・火災等の災害避難訓練とは別に訓練を実施し、 職員全員に周知が図られているか。	調乳等安全対策通知	調乳設備の熱湯によるやけど事故が起こった時に備え、緊急時の対応のマニュアルを作成するとともに、地震・火災等の災害避難訓練とは別に訓練を実施し、職員全員に周知を図ること。	А
	監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導 □ 等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にしているか。		監視体制の空白が生じているなど監視体制が不十分 なので、是正すること。	С
(3) プール活動・水遊びを行う場合の事故防止	事故を未然に防止するため、プール活動に関わる保育士等に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行っているか。	プール活動等事故防止通知 プール活動等記録作成等通知	プール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育が 不十分なので、改善すること。	В
	保育士等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設けているか。また、一刻を争う状況にも対処できるよ口うに119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行っているか。		心肺蘇生を始めとした応急手当等の教育や、119番通報を含め緊急事態へ対応するための訓練が不十分なので、改善すること。	В

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
(4) 安全計画	□ 児童の安全を確保するための取り組みを計画的に実施できる年間 計画となっているか。	 - 児童設備運営基準第6条の3	安全計画の策定が不十分なので改めること。	С
(中) 女王们回	園の実情に応じた、実践的な訓練(睡眠時、食事、水遊び等も含□ む) や研修の実施になっているか。また、その記録が残されているか。	7.0年以帰廷召坐平分の未の3	訓練や研修の実施ができていない。また実施記録が 残されていない等、不十分な点があるので改善する こと。	С
(5) 自動車を運行す	児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	・児童設備運営基準第6条の4	自動車の乗車・降車の際に児童の所在の確認を行っていないため、是正すること。	С
る場合の所在の確認	児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該 自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を 備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に 限る。)を行っているか。	70年以明廷日本十分 0 木ジャ	送迎用車両に児童の見落としを防止する装置を備えていないため、是正すること。	С
			設備が基準等を満たしていないので是正すること。	С
(6) 生活環境等の確	□ 設備は、適正に整備されているか。 □ また、設備の維持管理は適切に行われているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第5条第6項 児福行政指導監査実施通知「別紙1」- 2	設備の変更等に伴う届出が行われていないので、所 定の手続きを行うこと。	В
保		(1)-第1-2ア、イ、ウ 第2-1 (8)	設備の維持管理が不適切なので改善すること。	В
	□ 児童の生活環境が適切に確保されているか。		温度、湿度、換気、採光等、保育環境の適切な状態 保持に対する配慮がなされていないので、改善する こと。	В
11 事故防止対策				
(1) 日常的な事故予 防対策	□ ヒヤリ・ハットした出来事を記録・分析するなど日常的な事故予 防対策を行っているか。	/// 在长剑然 0 亲 0	日常的な事故予防対策が不十分なので改善すること。	В
	事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じ ているか。	条	事故発生時の対応及び事故防止のための指針を整備していないので、是正すること。	С
(2) 事故の防止	①事故が発生した場合の対応、②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。 □ ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しているか。	児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)- 第1-1-保育所(5)、(6)	事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備していないので、改善すること。	В
	③事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的 に行っているか。		事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。	А

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
(3) 事故発生時の対 応	ロ また、死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴	特定教育・保育施設等連営基準第18、32条 特定教育・保育施設等事故報告等通知 児福行政指導監査実施通知「別紙1」- 2(2)- 第1-1-保育所(5)、(6) 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイ ドライン	事故が発生した場合には、速やかに児童の家族等に 連絡するとともに、幼保事業課に事故報告を行うこ と。	В
	事故が発生した場合は、事故の状況及び対応等を正確に記録し、 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の		事故の状況及びその対応等に関する記録簿を整備すること。	С
Ints		保育指針第3章 特定教育・保育施設等運営基準第18、32条	事故の原因を解明し、事故の再発防止のための対策を講じること。	С
		の加入 特定教育・保育施設等事故報告等通知	С	
	田償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っているか。	争成防止及び争成完生時の対応のためのガイ ドライン 	賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速や かに行っていないので、是正すること。	С
12 運営				
(1) 保育時間		家庭的保育事業等認可要綱第9条 児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)- 第1-1-保育所(1)	開所・閉所時間、保育時間が適切に運営されていな いので、是正すること。	С
			①日曜日、国民の祝日及び国民の祭日②年末年始 (12/29~1/3) 以外の日が休園日とされているの で、是正すること。	な c c c c c c c c c c c c c c c c c c c
(0) (1 = 1 =		家庭的保育事業等認可要綱第9条	正当な理由 (感染症の疾患等) なく休園しているので、是正すること。	С
(2) 休日・休園		児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)- 第1-1-保育所(1)	土曜保育について、利用希望があるにも関わらず事 業者の判断で休園しているので是正すること。	В С С С С С С С
			園だよりで3/31を新年度準備のための休園の扱いとしているが、家庭保育の協力依頼等により適切な対応を行うこと。	В
(3) 上乗せ徴収	特定地域型保育事業所は、利用者負担額の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を支給認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第43条第3項	上乗せ徴収の額は、特定地域型保育の提供に要する 費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費 用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定さ れていないので、改善すること。	В

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
(4) 実費徴収	に要する費用 ② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用(3号認定子どもに対する食事の提 □ 供に要する費用を除く。) 特定教育・保育施設等運営基準第43条第4項	左記に掲げる費用以外を実費徴収として徴収してい るので、改善すること。	В	
(五) 大夏城弘	④ 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において 提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用 において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保 護者に負担させることが適当と認められるもの		実費相当を上回って保護者から徴収しているため、 超過徴収分について、保護者に還元すること。	В
(5) 領収証の交付	特定地域型保育事業所は、利用者負担額、上乗せ徴収、実費徴収口の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第43条第5項	 領収証が交付されていないので、是正すること。 	С
(6) 徴収に係る同意	特定地域型保育事業所は、上乗せ徴収及び実費徴収の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護 □ 者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにする		金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について 書面(電磁的方法による場合を含む)で明らかにし ていないので、改善すること。 上乗せ徴収について、書面(電磁的方法による場合	В
	とともに、支給認定保護者に対して説明を行い、実費徴収の支払 に係る同意を除き文書による同意を得ているか。	払	を含む)による同意を得ていないので、是正すること。	С
(7) 電磁的方法による徴収に係る同意	特定地域型保育事業所は、電磁的方法により、上乗せ徴収及び実 費徴収の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める 理由を明らかにし、もしくは支給認定保護者に対して、実費徴収 の支払に係る同意を除き、当該支払に係る同意を得ようとすると きは、あらかじめ、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び 内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 ア 電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの イ ファイルへの記録の方式	 特定教育・保育施設等運営基準第62条第2	電磁的方法により、上乗せ徴収及び実費徴収の使途 及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める 理由を明らかにし、もしくは支給認定保護者に対し て、上乗せ徴収の支払に係る同意を得るときは、文 書又は電磁的方法による承諾を得ていないので、改 善すること。	В
(8) 利用者負担金	□ 利用者負担金が適正な額となっているか。	公定価格留意事項 児福行政指導監査実施通知「別紙1」-2(2)- 第2-1(2)ウ	地域型保育給付費に含まれる費用を徴収する等、不 適切な利用者負担を設定しているため、是正するこ と。	С
13 児童処遇の3	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
(1) 保育の原理 ①保育の目標	保育は、養護(生命の保持、情緒の安定)と教育(健康、人間関口係、環境、言葉、表現)を一体的に展開するものとして、行われているか。	家庭的保育事業等運営基準第25条 特定教育・保育施設等運営基準第17条 保育指針第1章	 養護と教育が一体的に展開されておらず、不十分なので改善すること。 	В
②保護者支援	□ 入所している児童の保護者に対し、その意向を受け止め、児童と □ 保護者の安定した関係に配慮し、援助しているか。	家庭的保育事業等運営基準第25条 特定教育・保育施設等運営基準第17条 保育指針第4章	保護者一人一人の状況に配慮し、相互の信頼関係の下に、保護者支援が行われていないので改善すること。	В

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
(2) 全体的な計画	口 保育指針に沿って全体的な計画を適切に作成しているか。	家庭的保育事業等運営基準第25条 特定教育・保育施設等運営基準第44条 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2 (2)-第1-1 (保育所](3)ア 保育指針第1章 保育指針適用の留意事項通知	全体的な計画が作成されていないので、作成すること。 (全体的な計画の作成) ア. 各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容を通して総計画的に構成され、保育所の生活の全体を通しなければならない。 イ. 全体的な計画は、子どものなければない。 イ. 全体的な計画は、子どものするに、地域の実態、期的見通しをもって適切に編成されなければならない。 ウ. 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、に基づく指導計画、保育できるよう、作成されなければならない。 ウ. 全体的な計画に、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、に基づく指導計画、保入に示するよう、作成されなければならない。 全体的な計画の内容及び作成の取組み状況に不十分な点があるので、改善すること。	С
(3)指導計画	口 指導計画が適切に作成されているか。	家庭的保育事業等運営基準第25条 特定教育・保育施設等運営基準第44条 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2 (2)-第1-1 [保育所] (3)ア 保育指針第1章3 保育指針適用の留意事項通知	指導計画が作成されていないので、作成すること。 (指導計画の内容) ア.全体的な計画に基づき長期的な指導計画と、短期的な指導計画を作成すること。 イ.子どもの発達過程を十分に踏まえ、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定し、作成すること。 ウ.具体的なねらい及び内容が達成されるよう適切な環境を構成し子どもが主体的に活動できるよう作成すること。 (指導計画の策定に当たって、特に留意すべき事項) ア.発達過程に応じた保育、イ.長時間にわたる保育、ウ.障害のある子どもの保育、エ.家庭及び地域社会との連携	С
(4) 保育内容の状況	□ 指導計画や個別計画に基づき、児童の実態に即した指導が行われ ているか。	家庭的保育事業等運営基準第25条 特定教育・保育施設等運営基準第44条 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2	3歳未満児について、一人一人の児童の生育歴、心身の発達及び活動の実態に即した個別的な計画が作成されていないので、改善すること。	В
①指導計画との関連	□ 子どもの実態や子どもを取り巻く状況などに即して見直し、評価 し、その改善に努めているか。	(2)-笙1-1「保育所」(3)ア	指導計画について適切な評価、改善が行われていないので是正すること。	В

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
②保育の内容	保育の内容は「ねらい」及び「内容」で構成されているか。ねら □ い及び内容は「養護」と「教育」の両面から示され、一体となっ て展開されているか。	保育指針第1章、第2章 保育指針適用の留意事項通知	保育内容が、保育指針に沿って、適切に行われていないので、是正すること。	С
			児童の出欠の記録が整備されていないので、是正す ること。	С
③ 記録状況	□ 記録は適切に整備されているか。	特定教育・保育施設等運営基準第12条、第49条 県福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2 (2)-第1-1 [保育所](3)イ	保育の状況(全体的な計画・指導計画に基づく保育 集団の状況)を表している記録(保育日誌等)が適 切に整備されていないので、是正すること。	С
		保育指針適用の留意事項通知	個々の児童の状態を把握するものとして活用される、児童の保育経過記録と保育上必要な家庭の状況等の記録(児童票等)が適切に整備されていないので、是正すること。	С
④記録の保存	特定地域型保育事業所は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次のアからオに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ア 保育指針に基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 コ イ 特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録(※児童の登園・降園記録を含む) ウ 不正受給の防止に関する市への通知に係る 記録 エ 苦情の内容等の記録 オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		左記に掲げる記録を整備されておらず、5年間保存されていないため、改善すること。 ※児童の登園・降園した時間の記録は、左記「イ特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録」に該当するため、特定地域型保育事業所としてきちんと整備すること。	В
⑤保護者との連絡	□ 保護者との連絡を十分に行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第17条 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2 (2)-第1-1 〔保育所〕 (3) ウ 保育指針第1章、第4章、第5章	保護者との連絡(園だより、連絡帳、懇談会、緊急 時の連絡先把握など)に不十分な点があるので、改 善すること。	В
	□ 保健計画を作成し、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めること。	保育指針第3章1	保健計画の策定が不十分なので改めること。	А
(5) 児童の発育及び	□ 児童の発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必	促	児童の発育及び発達状態が把握、記録されていない ので、改善すること。	В
発達の状態の把握	□ 要に応じて随時、把握しているか。	ᆘᄉᇊᆸᆈᆀᅒᇰᄝᆡ	児童の発育及び発達状態の把握、記録に不十分な点 があるので、改めること。	А

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
(6) 健康状態の把握 等	□ 日々の健康状態を観察し、記録等を適切に把握しているか。	保育指針第3章1	体温、外傷、服装等の異常、清潔状態などの健康状態の観察がなされていないので、是正すること。	С
		W 2 1121 27 C 7	体温、外傷、服装等の異常、清潔状態などの健康状態の観察に不十分な点があるので、改善すること。	В
(6) 健康状態の把握 等	□ 児童に何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合に、 適切な対応が図られているか。	特定教育・保育施設等運営基準第18条 保育指針第3章1	児童に何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合に、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなどの適切な対応が図られていないので、 是正すること。	С
	通るなないでいるというか。	休日日町 カ 〇 平	児童に何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合の対応に不十分な点があるので、改善すること。	В
	□ 急な病気等への対処を適正に行っているか。		必要な救急用医薬品の整備や急な病気等への対処に 不十分な点があるので、改善すること。	В
	乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防を図っているか。 ・0歳児は、「睡眠チェック表」を利用し、10分毎に児童の様子	特定教育・保育施設等運営基準第18条 保育指針第3章1 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2 (2)-第2〔共通事項〕(2)	乳幼児突然死症候群(SIDS)の事故防止への対策がなされていないので、是正すること。	С
(7)疾病異常等への 対応	を把握する。 □ ・1歳児は、「睡眠チェック表」を利用し、15分毎に児童の様子を把握する。 ※入所初期や体調不良が見られるときは、5分毎にチェックを行う。	神戸市保育所における睡眠時の安全対策の手 引き	睡眠中の子どもの顔色や呼吸の状態の観察、医師から指示がない限り乳児を仰向けに寝かすなど、「神戸市保育所における睡眠時の安全対策の手引き」にそって、より効果的な対応をとるよう改善すること。	В
	□ 感染症発生予防に努め、関係機関等と協力体制をとっているか。	感染症対策ガイドライン 感染症予防対策マニュアル	感染症発生予防への対応がなされていないので、是 正すること。	С
	□ 緊急対応マニュアルの整備等適切な対応が図られ、職員全員に対応策が徹底されているか。	保育指針第3章 1 アレルギー対応ガイドライン アレルギー対応の手引き	アレルギー対応がなされていないので改善するこ と。	В
(8) 虐待の早期発見	□ 児童虐待の早期発見に努めているか。	児童虐待防止法第5条、第6条	児童の心身の状態や家族の態度などに十分に注意して観察や情報収集に努めることなど、虐待の早期発見への適切な対応がなされていないので、是正すること。	С
等の対応	□ 関係機関への連絡・連携が図られているか。	保育指針第4章	嘱託医、児童相談所(こども家庭センター)、福祉 事務所(こども家庭支援課)、児童委員、保健所な どとの連携がなされていないので、是正すること。	С
(9) 虐待等の禁止	□ 乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	家庭的保育事業等設備運営基準第12条 保育指針第1章 特定教育・保育施設等運営基準第25条 児童虐待防止法第2条、第3条	日々の保育の中で、乱暴な言葉がけ、無視、行動の 制限、強制、体罰などが行われているので、是正す ること。	С

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
(10) 人権の擁護、	特定地域型保育事業所は、当該特定地域型保育事業所を利用する	特定教育・保育施設等運営基準第3条第4項	子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者 を設置する等必要な体制の整備が行われていないの で、改善すること。	В
虐待の防止	□ を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。	17亿秋日 休日心以守廷占坐十分 0 木分子为	職員に対し、子どもの人権の擁護、虐待の防止等の ため、研修を実施する等の措置を講じていないの で、改善すること。	В
(11) 懲戒に係る権 限の濫用禁止	特定地域型保育事業所の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。	特定教育・保育施設等運営基準第26条	懲戒に係る権限の濫用が見られるので、是正すること。 と。	С
(12) 特定教育・保 育施設との連携	特定地域型保育事業所は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供、その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第11条、第42 条第9項	特定地域型保育の提供の終了に際して、特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育等との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供等密接な連携に努めているか。	А
14 入園時·入園	園後の手続き等			
(1) 応諾義務(正当 な理由のない提供拒 否の禁止)	│ □ 特定地域型保育事業所は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んではいないか。	子育て支援法第45条第1項 特定教育・保育施設等運営基準第39条第1項	正当な理由がなく利用を拒んでいるので、是正する こと。	С
(2) 利用調整への協力	特定地域型保育事業所は、3号認定子どもに該当する支給認定子 どもに係る当該特定地域型保育事業所の利用について児童福祉法 口 第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対 し、できる限り協力しているか。		市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力して いないので、改善すること。	В
(3) 教育・保育提供 困難時の対応	特定地域型保育事業所は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	特定教育・保育施設等運営基準第39条第4項	適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業 他の施設、事業を紹介する等の適切な措置を速やか に講じていないので、改めること。	А
(4) 受給資格等の確 認	特定地域型保育事業所は、特定地域型保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する支給認定子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめているか。	特定教育・保育施設等運営基準第8条	支給認定証によって、支給認定子どもの区分、有効 期間及び保育必要量等を確かめていないので、改善 すること。	В
(5) 支給認定申請の 援助	特定地域型保育事業所は、支給認定を受けていない保護者から利口用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第9条第1項	支給認定を受けていない保護者に、申請が行われる よう必要な援助を行っていないので、改めること。	А

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
(6) 支給認定の変更 の申請の援助	特定地域型保育事業所は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	特定教育・保育施設等運営基準第9条第2項	支給認定の変更の認定の申請について、遅くとも有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っていないので、改善すること。	В
(7) 地域型給付等の 額の通知	特定地域型保育事業所は、法定代理受領により特定地域型保育に係る地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保口育給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る地域型保育給付費の額を通知しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第14条第1項	地域型保育給付費の額が通知されていないので、改善すること。	В
(8) 利用者に関する 市への通知(不正受 給の防止)	特定地域型保育事業所は、特定地域型保育を受けている支給認定 子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付 費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を 付してその旨を市に通知しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第19条	保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費を受け、又は受けようとしているときに、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していないので、改めること。	А
15 会計				
(1) 会計の区分	□ 特定地域型保育事業所は、特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	特定教育·保育施設等運営基準第33条 家庭的保育事業等認可通知3(4)	特定地域型保育の事業の会計がその他の事業の会計と区分されていないので、是正すること。	С
		児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2 (2)-第2-1 公定価格留意事項通知	会計経理に著しい不適正があるので、是正すること。	С
	会計経理が適切に行われているか。また、給付費等を財源に運営 口する事業所の経理事務は、適切に事務処理され、給付費等が適切 に使われているか。		会計経理に不適正があるので、改善すること。	В
(2) 会計経理			会計経理に軽微な誤り等があるので、改めること。	Α
	□ 事業所運営との関係が不明瞭な支出はないか。また、法人本部で 負担すべき経費を事業所経理区分から支出していないか。	A.C. 旧田忠宇央远州	事業所運営との関係が不明瞭な支出について、内容 を明らかにし、不適正な支出については、事業所会 計に戻入すること。	В
	口 経費支出に当たっては、その使途、支出の内容及び内訳が分かる 証憑を保存しているか。		経費支出に当たっては、その使途、支出内容及び内 訳が分かる証憑を漏れなく保存すること。	В
	適正な会計処理を行っているか。 ①物品購入や経費支出の事務を複数の職員で担当するなど内部牽	職員で担当するなど内部牽	内部牽制に配慮した業務分担、自己点検の実施等に より、適正な会計処理を行うこと。	В
(3) 適正な会計処理	②支出にあたり、領収書等の証憑書類を適切に管理すること。	特定教育・保育施設等における適正な会計処 理等の実施について(神こ子事第116号平成29 年4月26日神戸市こども家庭局)	領収書等の証憑書類を適切に管理すること。	В
	③証憑書類のみでは園運営との関係が確認できない支出については、内容等の把握ができる資料を残すこと。		証憑書類のみでは園運営との関係が確認できない支 出があるので、内容等の把握ができる資料を残すこ と。	В

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
(4) 地域型保育給付費・補助金等の請求 に係る適合状況	公定価格における処遇改善等加算を含む各加算等、また、補助金 □ の請求にあたり、適合条件を満たし、適正に請求を行っている か。	特定教育・保育施設等における適正な会計処 理等の実施について(神こ子事第116号平成29 年4月26日神戸市こども家庭局) 公定価格留意事項通知	公定価格における処遇改善等加算を含む各加算等、 また、補助金の請求にあたり、適合条件を満たし、 適正に請求を行っていないため、改善すること。	В
(5) 現況報告	毎会計年度終了後3か月以内に、家庭的保育事業等を経営する事 □ 業に係る現況報告書等を提出しているか(社会福祉法人及び学校	家庭的保育事業等認可通知3(4)	正当な理由なく期日までに現況報告書等が提出され ていないので、改善すること。	В
(O) SUNCTION	法人を除く)。		現況報告書の記載が不十分であるため、改めること。	А
16 特定子ども・	子育て支援施設運営基準の遵守			
(1) 子ども・子育て 支援の提供の記録	特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間 口 帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しているか。		特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した 日及び時間帯、具体的な内容その他必要な事項を記 録すること。	В
	特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定 口保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定 子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払を受けているか。	特定教育・保育施設等運営基準第55条第1項	締結した契約により定められた特定子ども・子育て 支援の提供の対価の額を受領すること。	С
(2) 利用料及び特定 費用の額の受領	子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定される費用(特定費用)の支払を受ける場合において、あらかじめ、当該支払を□求める金銭の使途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。	特定教育・保育施設等運営基準第55条第2項	事前に、当該支払を求める金銭の使途及び額並びに 理由について書面(電磁的方法による場合を含む) により明らかにするとともに、施設等利用給付認定 保護者に対して説明を行い、同意を得ること。	В
(3) 電磁的方法によ る特定費用の額の受 領に係る同意	電磁的方法により、特定費用の支払を求める金銭の使途及び額並びに理由を明らかにし、もしくは施設等利用給付認定保護者に対して、当該支払に係る同意を得ようとするときは、あらかじめ、□ その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。ア 電磁的方法のうち特定教育・保育施設が使用するものイ ファイルへの記録の方式		電磁的方法により、特定費用の支払を求める金銭の 使途及び額並びに理由を明らかにし、もしくは施設 等利用給付認定保護者に対して、当該支払に係る同 意を得るときは、、文書又は電磁的方法による承諾 を得ていないので、改善すること。	В
(4) 領収証及び特定 子ども・子育て支援	口 特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払をした施設等利 用給付認定保護者に対し、領収証を交付しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第56条第1項	特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払を した施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交 付すること。	С
提供証明書の交付	領収証は、利用料の額と子ども・子育て支援法施行規則第28条の □ 16に規定される費用(特定費用)の額とを区分して記載している か。	 特定教育・保育施設等運営基準第56条 	領収証の利用料と特定費用の額を区分して記載する こと。	С

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
(4) 領収証及び特定 子ども・子育て支援 提供証明書の交付	特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日 及び時間帯、内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第56条	特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払を した施設等利用給付認定保護者に対し、必要な事項 を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交 付すること。	С
(5) 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子口 ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	特定教育・保育施設等運営基準第59条	施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用 を負担するか否かによって、差別的取扱いをしない こと。	С
	□ 正当な理由なく、業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又は その家族の秘密を漏らしていないか。	 特定教育・保育施設等運営基準第60条第1項 	正当な理由なく、業務上知り得た施設等利用給付認 定子ども又はその家族の秘密を漏らさないこと。	С
(6) 秘密保持等	職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た施設等 口 利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよ う、必要な措置を講じているか。	特定教育・保育施設等運営基準第60条第2項	他に漏らすことのないよう、秘密の保持に関する誓約書の徴収等必要な措置を講じること。	В
	小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ているか。	特定教育・保育施設等運営基準第60条第3項	他機関等に施設等利用給付認定子どもに関する情報 を提供する場合には、あらかじめ文書(電磁的方法 による場合を含む)により保護者の同意を得るこ と。	С
(7) 電磁的方法によ る秘密保持等に係る 同意		特定教育・保育施設等運営基準第62条第2 項、第4項	電磁的方法により、施設等利用給付認定子どもに関する情報の提供に係る同意を得るときは、、文書又は電磁的方法による承諾を得ていないので、改善すること。	В
(8) 記録の整備	□ 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第61条第1項	職員、設備及び会計に関する諸記録を整備すること。	В
(0) 記数の発	□ 特定子ども・子育て支援の提供に関する記録を整備し、その完結 の日から5年間保存しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第61条第2項	特定子ども・子育て支援の提供に関する記録を整備 し、5年間保存すること。	В

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
17 業務管理体制	刊の整備			
			業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書 を関係行政機関に届け出ていないので、速やかに届 け出ること。	В
			法令を遵守するための責任者を選任すること。	В
(1) 業務管理体制の 整備		子育て支援法第55条 子育て支援法施行規則第45条、第46条	業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること(確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る)。	В
			業務執行の状況の監査を定期的に行うこと(確認を 受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教 育・保育提供者に限る)。	В
18 職員の処遇				
	_□ 就業規則は、作成・改正ごとに労働基準監督署に届け出ている		常時、職員10名以上の施設(※)は、所定の手続き を経て就業規則を作成すること。 ※常時、10名以上の施設とは、常態として10名以上 の職員がいることを意味し、この職員の中には管理 者及び非常勤職員も含まれる。	В
	か。	児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2 (1)-第2-2 (1)ア 保査+の労働環境確保に係る取扱いについて	作成した就業規則を所轄の労働基準監督署に遅滞な く届け出ること。	出に 程所 認幹 続以管 滞 経 せ 、 書届 をの をの き 上理 な て る 改 B B B B B B B B B
(1) 就業規則の整備 及び届出		保育士の労働環境確保に係る取扱いについて 労基法第89、90条 労基法施行規則第49条 常時、職員10名未満の施設は、所定の手続きを 就業規則を作成することが望ましい。	常時、職員10名未満の施設は、所定の手続きを経て 就業規則を作成することが望ましい。	-
	□ 就業規則の内容が労働基準法等に適合しているか。		就業規則の内容を最新の労働基準法等に適合させる こと。	В
	□ 就業規則の規定内容と現状等に相違はないか。		就業規則の規定内容と現状等に齟齬があるので、改善者すること。	В
	口 就業規則は、常時事業所の見やすい場所へ掲示、備え付け、書面 の交付等により職員に周知できているか。	労基法第106条	事業所の見やすい場所へ掲示、備え付け、書面の交 付等により職員に周知するよう努めること。	А

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指導監査基準	区分
(2) 給与	口 給与規程は、作成・改正ごとに労働基準監督署に届け出ている か。	児福行政指導監査実施通知 「別紙1」−2	常時、職員10名以上の施設(※)は、所定の手続き を経て給与規定を作成すること。 ※常時、10名以上の施設とは、常態として10名以上 の職員がいることを意味し、この職員の中には管理 者及び非常勤職員も含まれる。	В
		(1)-第2-2 (1) ア 労基法第89条 	作成した給与規程(就業規則の一部)を所轄の労働 基準監督署に遅滞なく届け出ること。	В
	□ 給与を給与規程に基づき適正に支給しているか。		給与規程の内容と現状に齟齬があるので、改善すること。	В
	□ 職員に対して、適切に昇給等を行っているか。	処遇改善等加算通知	処遇改善等加算 I の基礎分等が支給されていることから、適切に昇給等を行うこと。	А
	□ 使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごと の始業・終業時刻を確認し、これを記録しているか。	労働時間適正把握措置ガイドライン	使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者 の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記 録すること。	А
(3) 労使協定	□ 法定時間外労働及び法定休日労働を行わせる場合は、職員代表と 書面による協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	労基法第36条 労基法施行規則第16、17条 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2 (2)-第2-2 (2)	労働基準法第36条に基づく協定は、期間満了前に労働基準監督署に届け出ること。	В
①時間外労働、休日 労働	□ 時間外労働時間が協定に定める時間を超えていないか。		時間外労働時間が協定に定める時間を超えているので、改善すること。	В
②給与の法定外控除 に関する協定	労働基準法第24条に基づく賃金の一部の控除に関する協定を締結 しているか。	労基法第24条 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2 (2)-第2-2 (2)	労働基準法第24条に基づく賃金控除協定を締結すること、又は協定の項目に一部漏れがみられるので改善すること。	В
	保育士を任命又は雇用する者は、保育士を任命し、又は雇用しよ口うとするときは、国のデータベース(保育士特定登録取消者管理システム)を活用しているか。	児童福祉法第18条の20の4第3項	任命権者等が、保育士を任命し、又は雇用しようと するときに特定登録取消者に係るデータベースを活 用していないので、是正すること。	В
	アクセス権限は、採用責任者として登録された1名に限定しているか。またデータベース利用時に、どの時間に誰が何の目的で利用したかを特定できるよう、使用記録(検索対象者の記録を含む。)を適切に保管しているか。	保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について	使用記録を作成・保管していないため、是正すること。	В
(4) 職員の人事管理	□ 職員の採用、異動等に際しては、辞令(又は雇用通知書)を交付しているか。		職員へ辞令(又は雇用通知書)を交付すること。	В
	□ 職員の資格証明書、履歴書等人事管理に必要な書類は、整理保存 されているか。	24 H 34 M7 1	職員関係帳簿(労働者名簿、資格証明書、履歴書) が整備保存されていないので、改善すること。	В
	□ 賃金(給与)台帳を整備しているか。	労基法第15、107、108、109条 労基法施行規則第53、54、55、56条	賃金(給与)台帳が整備されていないので、改善すること。	В
	□ 労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類を5年間保存しているか。		労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイム カード等の労働時間の記録に関する書類について、 労働基準法第109条に基づき、5年間(当面3年間 でも可)保存すること。	А

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
(5) 職員の定着化に	□ 職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか。	児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2	職員の計画的な採用に努めること。	А
向けた取り組み		(2)-第2-2	労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止 に努めること。	А
19 食事提供・衛	新生管理 			
(1)調理室	いて調理する方法を含む。)	家庭的保育事業等設備運営基準第10条、第15 条第1項	当該施設内で調理をしていないので、改善するこ と。	В
	食事の搬入を行うにあたって、衛生面、栄養面等の業務上必要な注意を果たす体制が整っているか。 ア 加熱、保存等の調理機能の有無 イ 食事の温度管理 ウ 施設、保健所等の栄養士による栄養面等の指導	家庭的保育事業等設備運営基準第16条第1項	衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たす体制に 不適切な点があるので、改善すること。	В
(2) 食事提供の特例 (搬入の場合)	搬入施設は、当該事業所給食の趣旨を十分に認識し、適切に遂行 できているか。		 調理受託内容及び実際の業務内容に、不適切な点が あるので、改善すること。 	В
	回数・時機) イ 食育計画に基づいた提供 ウ 受託内容を明確にした契約書の有無(連携施設)		調理受託内容及び実際の業務内容に、不十分な点があるので、改めること。	А
	搬入施設は「連携施設」または「同一法人又は関連法人が運営す □ る保育事業所、社会福祉施設、医療機関等」のいずれかである か。	家庭的保育事業等設備運営基準第16条第2項	いずれの施設にも該当しないので、是正すること。	В
	【調理業務を委託する施設のみ】 応設の最終的責任の下で、食事の提供に関する業務委託を行い、 食事サービスの質が確保されているか。 原則として、施設内の調理室を使用して調理しているか。	家庭的保育事業等基準通知2(3) 保育所調理業務委託通知 2	食事の質を確保していないので、是正すること。 施設内の調理室を使用して調理をしていないので、 改善すること。	В
(3) 調理業務の委託	【調理業務を委託する施設のみ】 調理業務について、適切に委託契約しているか。	家庭的保育事業等基準通知2(3) 保育所調理業務委託通知1~6	調理業務の委託契約書の内容及び実際の業務内容 に、不適切な点があるので、改善すること。	В
	□ ア 施設自ら行うべき業務イ 施設、保健所等の栄養士による栄養面等の指導ウ 受託者の要件を満たしているかエ 受託内容を明確にした契約書の有無		調理業務の委託契約書の内容及び実際の業務内容 に、不十分な点があるので、改めること。	А
(4) 食事の中止	施設の都合や保護者の同意が得られないまま食事を中止したり、 弁当持参を強要していないか。 (保護者の希望や行事としての「弁当日」などで保護者同意に基づき実施される場合を除く。)	家庭的保育事業等設備運営基準第15条第1項 保育所食事提供ガイドライン第3章 1 (3)③ ア	事業所の都合による弁当持参日が著しく多いので、 改善すること。	В

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
	対象者の心身の状況に応じ、 施設基準(給与栄養目標量)を設定しているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第15条第2項 児福施設食事提供通知1(1) 児福施設食事計画通知1,2(1)~(4)	施設基準(給与栄養目標量)の設定に不適切な点があるので、改善すること。	В
(5) 食事の基準と栄養評価	【施設基準として給与食品量を設定している場合】 施設基準(給与食品目標量;食品構成)を設定しているか。	児福行政指導監査実施通知別紙 I -2(1)-第1-1-(3)7 健康増進法施行規則第9条第1項	施設基準(給与栄養目標量、給与食品目標量)の設定に不十分な点があるので、改めること。	A
	栄養評価を行っているか。 □ ア 身体状況・栄養状態・生活習慣等の把握	家庭的保育事業等設備運営基準第15条第2項、 第3項 児福施設食事提供通知1(3)	個人の状況に適した栄養評価について、不適切な点 があるので、改善すること。	В
	ローデタ体状況・未養状態・生活自慎等の指揮 イ 乳幼児身長体重曲線による肥満度判定	児福施設食事徒供通知(3) 児福施設食事計画通知1(4),2(2),3(1) 健康増進法施行規則第9条第1項	個人の状況に適した栄養評価について、不十分な点 があるので、改めること。	А
	ア 献立に基づいた食事提供 イ 必要な項目(献立名、食品名、一人当たりの可食量)	家庭的保育事業等設備運営基準第15条第4項 児福施設食事提供通知2(3) 児福施設食事計画通知2(5)(6) 健康増進法施行規則第9条第2項	あらかじめ献立を作成していないので、是正すること。	С
(6) 献立・調理内容			献立の内容に不適切な点があるので、改善すること。	В
			献立の内容に不十分な点があるので、改めること。	А
	□ 施設基準〔給与栄養目標量(又は給与食品目標量〕に基づいた栄養量・食品量を給与しているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第15条第2項 児童設備運営基準第11条第2項	給与栄養量(又は給与食品量)を確認していないので、是正すること。	С
(7) 給与栄養量		児福施設食事計画通知2(5) 児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(1)-第1- 1-(3)7	給与栄養量(又は給与食品量)に不適切な点がある ので、改善すること。	В
			給与栄養量(又は給与食品量)に不十分な点がある ので、改めること。	А
(8) 食事提供の状況 ①食事に係る健康と 安全の向上	子どもの健康と安全の向上のため、咀嚼・嚥下機能や食物アレル ギー等に配慮した食事提供を行っているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第15条第3項 保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②,第3章 2(2)ウ 児福指導監査通知別紙1-2(1)第1-1(3)ウ,別紙 1-2(2)第1[保育所](5)ウ,別紙1-2(2)第2	子どもの健康と安全に資するための食事提供に不適 切な点があるので、改善すること。	В
	イ 発育・発達状況に応じた食事提供(離乳期、嚥下状態、 食物アレルギー、体調不良に配慮した形態) ウ 誤食等の発生予防体制整備	[共通事項] (5) 児福施設食事提供通知1(6) 児福施設食事計画通知2(6) 事故防止及び事故発生時の対応のためのガイ ドライン1(1)①ウ・オ	子どもの健康と安全に資するための食事提供に不十 分な点があるので、改めること。	А
②喫食状況の把握	□ 対象者の嗜好や残食の状況を把握し、献立に反映しているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第15条第3項 児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(1)-第1- 1(3)イ 児福施設食事計画通知3(1)	嗜好や残食状況の把握、献立への反映について、不 十分な点があるので、改めること。	А

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
③検食の実施		児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(1)-第1- 1-(3)イ	検食の実施・記録に不適切な点があるので、改善すること。	В
	│□ ア 事前検食の実施 イ 献立への反映 	社福施設等食品の安全確保通知②	検食の実施・記録に不十分な点があるので、改めること。	A
④食物アレルギー等	食物アレルギー等医療的な判断が必要な児については、医師の診 断・指示に基づいて対応しているか。	保育所保育指針第2章1(2)ア(ウ)②,2(2)ア	医師の指導に基づいた対応に不適切な点があるの で、改善すること。	В
対応	· アレルギー生活管理指導表等 	(ウ)②. 第3章1(3)ウ・2(2)ウ 児福施設食事提供通知1(6) アレルギー対応の手引き	医師の指導に基づいた対応に不十分な点があるの で、改めること。	А
⑤食事時間	□ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか	児福行政指導監査実施通知別紙1-2(1)第1-1(3)エ	食事時間に不適切な点があるので、改めること。	А
(9) 食育	食育の計画を作成し、教育・保育計画に位置付け、その評価・改善に努めているか。	特定教育・保育施設等運営基準第44条 保育所保育指針第3章2 第4次食育計画保育所通知 保育所食育取組推進通知	健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努め ていないので、改善すること。	В
①食育の計画			健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向けての取り組みが不十分であるので、改めること。	А
②保護者への食育	保護者に対し、食に関する支援や情報提供を行っているか ア 献立の周知 イ 食事の展示	健康増進法施行規則第9条第3項 特定教育・保育施設等運営基準第28条 1 児福施設食事提供通知1(4) 第4次食育計画保育所通知 2 保育所食事提供ガイドライン第3章1	食に関する支援や情報提供について不十分な点があ るので、改めること。	А
(10) 非常時の食事	□ ¬ ♠對供菜の確保	児福施設食事提供通知1(7) 社福施設被災状況把握通知3(1) 神戸市地域防災計画共通編7-2(6)	非常時の食事提供について、その対応方法に不適切 な点があるので、改善すること。	В
対応			非常時の食事提供について、その対応方法に不十分 な点があるので、改めること。	А
(11) 衛生管理 ①衛生管理体制	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行っているか。 ア HACCPの考えを取り入れた衛生管理のための手引き書(※) 等を活用している(※関係業界団体が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書) イ 衛生管理及び食中毒防止に関する研修、知識・技術の周知	家庭的保育事業等設備運営基準第14条第2項 児福施設食事提供通知 1 (5) 中小規模児福衛生管理通知 社福施設衛生管理通知 食品衛生法等集団給食取扱通知 大量調理マニュアル	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	А

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
②調理及び配膳に伴	1 調理務長、谷森寺の用述別・良品別の使用、沈净・消毒・乾燥、保管状況 ウ 食品、容器の取り扱い(床面60センチ以上)、跳ね水汚染 エ 手洗い設備、履物、トイレ、衛生害虫の発生	家庭的保育事業等設備運営基準第14条第 1項、第2項 児福行政指導監査実施通知 別紙1-2(1)-第1-1(3)カ 中小規模児福衛生管理通知 社福施設衛生管理通知 大量調理マニュアルⅡ-3(1)~(8)	調理室の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	В
う衛生管理			調理室の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	A
	原材料及び調理消長前の温度管理は適切に美施しているか。 ア 冷蔵冷凍庫の庫内温度	2[共通事項](3) 中小規模児福衛生管理通知	原材料及び調理済食品の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	В
③温度管理			原材料及び調理済食品の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	А
④衛生管理記録	口 ア 検収の記録	中小規模児福衛生管理通知 社福施設衛生管理通知 大量調理マニュアル II-1(4)	衛生管理上必要な記録に不適切な点があるので、改 善すること。	В
受用工目型配数			衛生管理上必要な記録に不十分な点があるので、改めること。	А
	保存食として、原材料及び調理済食品(配膳後の状態)を-20℃ 以下で2週間以上保存しているか。 ※食品ごとに50g程度	社福施設保存食の保存期間等通知 1 児福行政指導監査実施通知別紙1-2(1)第1- 1(3)オ 中小規模児福衛生管理通知 社福施設衛生管理通知 大量調理マニュアルⅡ-5(3)	保存食について、不適切な点があるので、改善する こと。	В
⑤検査用保存食			保存食について、不十分な点があるので、改めること。	А
⑥保育室の衛生管理	保育室(調乳室含む)の衛生管理は適切か。 ア 調理器具、容器、食器等の保管状況 イ 冷蔵・冷凍庫内、不必要な物品の保管 ウ 手洗い設備、衛生害虫の発生 エ 調理従事者の調理作業(盛付、配膳時)	家庭的保育事業等設備運営基準第14条第1項 児福行政指導監査実施通知別紙1-2(1)-第1- 1(3)力	保育室(調乳室含む)の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	В
			保育室(調乳室含む)の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	А
⑦使用水の衛生管理	使用水の衛生管理を適切に行っているか。 □ □ 使用水の目視(色、濁り、におい、異物等)	神戸市受水槽官埋指導要綱 社福施設飲用井戸・受水槽衛生確保通知 中小規模児福衛生管理通知	使用水の管理方法に不適切な点があるので、改善す ること。	В
	□ 受水槽、井戸水使用時の遊離残留塩素濃度測定(0.1mg/kk 以上)		使用水の管理方法に不十分な点があるので、改めること。	А

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
⑧施設内外・各種設	□ 常に施設内外を清潔に保ち、年1回以上大掃除を行っているか。		施設内外の衛生管理に不適切な点があるので、改善すること。	В
備の衛生管理			施設内外の衛生管理に不十分な点があるので、改めること。	А
⑨加湿器等の衛生管	□ 加湿器等は、レジオネラ症防止対策として適切に衛生管理を行っているか。	社福施設等レジオネラ対策徹底通知(子ども)	レジオネラ症防止対策として、加湿器等の衛生管理 に不適切な点があるので、改善すること。	В
理			レジオネラ症防止対策として、加湿器等の衛生管理 に不十分な点があるので、改めること。	А
⑩タオルの共用	□ 共用の手拭き(タオル)を使用していないか。	児福施設等衛生管理及び食中毒発生予防通知 3 保育所感染症ガイドライン2(1)イ)③ 感染症予防対策マニュアル	タオルを共用しているので、改善すること。	А
①調理従事者等の衛 生管理	調理従事者等の衛生管理を適切に行っているか。 □ ア 作業開始前の衛生点検記録(下痢、嘔吐、発熱) イ 定期的な検便検査の実施 ウ 適切な手洗いの実施	家庭的保育事業等設備運営基準第17条第4項中小規模児福衛生管理通知 社福施設衛生管理通知 大量調理マニュアルⅡ-5(4)② 児福施設食事計画通知3(4)	調理従事者等の衛生管理について、不適切な点があ るので、改善すること。	В
		児福行政指導監査実施通知別紙1-2(1)第1-1(3)キ、別紙1-2(2)第2 [共通事項](6) 児福施設等衛生管理通知(5) 労働安全衛生規則 第47条 感染症予防対策マニュアル	調理従事者等の衛生管理について、不十分な点があるので、改めること。	А
(12) 食材料の購入 と帳票の管理	食事に関する記録は適切に整備・保存されているか。	児福行政指導監査実施通知別紙1-2(2)第2- 1(2)	食事に関する記録について、不適切な点があるの で、改善すること。	В
	□ イ 子ども・職員の給食材料を区分	児福行政指導監査実施通知別紙1-2(2)第2 [共通事項](4)	食事に関する記録について、不十分な点があるの で、改めること。	А

各事業編

I 家庭的保育事業

1 設備

(1)定員の遵守 ・・・ 1

(2)必要面積の遵守・・・1

2 職員の処遇

(1)職員の配置及び資格・・・1

Ⅱ 小規模保育事業·事業所内保育事業

1 設備

(1)定員の遵守・・・・2

(2)必要面積の遵守 ・・・ 2

2 職員の処遇

(1)職員の配置及び資格 ・・・ 2

地域型保育事業(各事業編)指導監査基準

項目	着眼点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分
I 家庭的保育	事業			
1 設備				
(1) 定員の遵守	□ 利用定員を遵守しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第48条	定員を超えて入所させているので、是正すること。	С
(2) 必要面積の	守 口 必要面積が確保されているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第22条第2号	児童の処遇に必要な面積が確保されていないので 是正すること。	С
2 職員の処遇				
	□ 児童が3人以下の場合は家庭的保育者が、3人を超える場合は 家庭的保育補助者が配置させているか。		最低基準の職員数を確保すること。	С
(1) 職員の配置 資格	び □ 家庭的保育者と家庭的保育補助者は、研修を修了しているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第23条	研修の修了が必要な職員が、研修を修了していないので是正すること。	С
	回調理員は配置されているか。 ※定員3人以下で家庭的保育補助者が兼ねる場合は不要		調理員が配置されていないので是正すること。	С

地域型保育事業(各事業編)指導監査基準

項目	着 眼 点	最低基準等根拠法令	指 導 監 査 基 準	区分		
Ⅱ 小規模保育事業	□ 小規模保育事業・事業所内保育事業					
1 設備						
(1) 定員の遵守	口 利用定員を遵守しているか。	特定教育・保育施設等運営基準第48条	定員を超えて入所させている場合は、恒常的に利用定員を超えて受入れをしている場合(直前の連続する5年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合)の利用定員の見直しの必要性を考慮し、やむをえない場合に計画的に受け入れているか。	С		
(2) 必要面積の遵守	□ 必要面積が確保されているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第28条第2、5 号、第43条第2、3、6号	児童の処遇に必要な面積が確保されていないので 是正すること。	С		
2 職員の処遇						
	□ 基準に基づく必要な保育士数が確保されているか。	家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2、3 項、第44条第2、3項、第47条第2、3項、附則 第6、7、8、9条 家庭的保育事業等設備運営基準条例第3条第		С		
	資格を要する職員が資格要件を満たしているか。なお、職員の □ 採用にあたって、職員の採用に当たって、履歴書、資格を証す る書類等を徴しているか。		資格を要する職に無資格者が配置されているので 是正すること。	С		
			職員の採用時に徴すべき書類の徴取漏れがあるので改善すること。	В		
(1) 職員の配置及び 資格	- 教育・保育に従事する者に短時間勤務の職員を充てる場合は、		常勤の保育に従事する者が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準の定数が2名以上の場合は、最低2名)配置されていないので配置すること。	В		
	上要件を満たしているか。		常勤の保育に従事する者に代えて短時間勤務の保育に従事する者を充てる場合の当該短時間勤務の者の合計勤務時間数が、常勤を充てる場合の1ヶ月の勤務時間数を上回っていいないので上回ること。	В		
	□ 管理者を設置している場合は、管理者の要件を満たしている □ か。	公定価格留意事項別紙6Ⅲ-2	管理者が、児童福祉事業等に2年以上従事した者 又はこれと同等以上の能力を有すると認められる 者で、常時実際にその事業所の運営管理の業務に 専従し、かつ給付費からの給与支出があるものに なっていないので、改善すること。	В		
	栄養士又は調理師免許を有する調理員は配置されているか。※連携施設等から搬入している場合は除く。	家庭的保育事業等設備運営基準条例第3条	栄養士又は調理師免許を有する調理員が配置されていないので是正すること。	С		